

魚沼地区障害福祉組合議会の定例会の回数を定める条例

昭和42年4月1日

条例第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第102条第2項の規定による魚沼地区障害福祉組合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。